

大口町における土壌汚染について

Gホールディングス株式会社（名古屋市中区）が大口町内の同社管理地において土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

（１）報告者

Gホールディングス株式会社

（２）報告年月日

2025 年 10 月 30 日（木）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県丹羽郡大口町中小口^{なかおぐち}四丁目 1 番の一部

（４）報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
ふっ素及び その化合物	1.0mg/L (1.3 倍) ^{注 1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	2 / 167

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合していました。

（６）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装及び不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

Gホールディングス株式会社 総務部 庶務グループ 大脇

住所 名古屋市中区松原一丁目 6 番 2 号

電話 052-331-7172

4 調査対象地の概要

(1) 面積

14,174.36 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1974年から2022年10月まで、新車（販売車両）の洗車作業、部品取付作業、点検作業を行う工場及び新車専用駐車場として利用されており、ふっ素及びその化合物の取扱履歴が確認されています。

2022年10月から2025年6月までは、新車専用駐車場としてのみ利用されており、ふっ素及びその化合物の取扱履歴はありません。また、2025年6月以降は未利用地となっています。

なお、当該物質に係る漏洩^{ろうえい}事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)